

択一ターゲット攻略講座

TEXT

NEW

Output

【○×肢演習】

Input

【まとめ図表】

【意見・保護・補助の比較】

1	精神上の障害により事理を弁別する能力が不十分である者の保護等の範囲は、その者について意見開始の審判の請求をすることができる。【15-4-9】	○
2	精神上の障害により事理を弁別する能力が不十分である者の保護等の範囲は、その者について補助開始の審判の請求をすることができない。【15-4-9】	×
3	本人以外の者の請求により、補助開始の審判をする場合、本人の同意を得なければならない。【19-4-19】	○
4	成年後見人は、成年被後見人の同意を得てした行為も取り消すことができるが、補助開始は、保全人の同意を得てした行為を取り消すことができない。【8-1-1】【8-4-2、19-4-3】	○
5	成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代表するが、委託人は、補助開始の審判とは別に、保全人に代理権を付与する旨の審判があった場合に限り、特定の法律行為についての代理権を有する。【20-4-1】	○
6	成年後見人は成年被後見人への法定代理人として不動産を購入するに際し、既にその代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判がなければならぬ。【29-4-2】	×
7	保佐人は、家庭裁判所の審判により、特定の法律行為についての代理権を付与されることがある。【19-4-2】	○
8	補助人は、家庭裁判所の審判により、特定の法律行為についての代理権を付与されることがある。【19-4-2】	○
9	保佐人の同意を得ることを要する行為につき、被保佐人の同意を要するおそれがないにもかかわらず、保佐人が同意をしない場合、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。【19-4-18】	○ (19条)
10	家庭裁判所は、被保佐人が第13条第1項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であっても、その保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることはできない。【19-4-18】	×
11	補助開始の審判とともに同意を得る旨の審判をするにあたり、補助人の同意を得なければならないものとする行為は、民法第13条第1項に規定する行為の一部に限られる。【19-4-18】	○
12	意見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始の審判を取り消さなければならない。【19-4-18】	○

【意見・保護・補助の比較】 (注)

審判の手段	保護	意見	補助
請求権者 ★1,2	本人、配偶者、4親等内の親族、成年被後見人、成年被保護人、保佐人、補助監督人又は被監督人	本人、配偶者、4親等内の親族、意見人、意見監督人、保佐人、保佐監督人	本人、配偶者、4親等内の親族、意見人、意見監督人、保佐人、保佐監督人
本人の同意	不要	不要	必要 ★3
付与の審判	不要	不要	必要
本人の同意	必要	必要	必要
同意権の範囲	民法第13条第1項各号に掲げる行為を除く	民法第13条第1項各号に掲げる行為を除く	特定の法律行為(民法第13条第1項各号に掲げる行為を除く) ★11
同意に代わる許可	○ ★9	○	○
取消の対象 ★4	全ての財産的法律行為(民法第13条第1項各号に掲げる行為を除く)	同意を得て行った行為(民法第13条第1項各号に掲げる行為を除く)	同意を得ずに行った行為(民法第13条第1項各号に掲げる行為を除く)
取消権者	本人、成年被後見人	本人、保佐人	本人
付与の審判 ★5,6,7,8	不要	必要	必要
本人の同意	必要	必要	必要
代理権の範囲	全ての財産的法律行為(民法第13条第1項各号に掲げる行為を除く)	特定の法律行為(民法第13条第1項各号に掲げる行為を除く)	特定の法律行為(民法第13条第1項各号に掲げる行為を除く)

【注】意見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない(既判第1項)。11条ただし書、35条1項ただし書とともに、未成年、成年後見、保佐、補助の制度が設け、重複しないよう配慮したものである。★12

1

まずは「○×肢演習」から!

ある程度わかっているのに問題が解けないのは演習不足が原因かもしれません。本テキストは問題演習から入るので実力の確認がしやすく、弱点を明確にした上で講義に臨めます。

2

「まとめ図表」知識の整理を!

問題の正誤を見極めるためには、ブレのないクリアな知識が必要となります。「まとめ図表」はパッと見てわかりやすいだけでなく、繰り返すうちに図表ごと記憶に残るので知識の定着が図れます。

3

論点ごとに問題と図表をセットで展開

問題と図表には同じタイトルをつけているので、どの論点を学習しているかが、一目で分かります。さらに図表中、演習問題の解答解説となる部分に、★印を付加しましたので、問題の正誤とあわせて、論点の確認もできます。

合格者が語る「テキストのここがよかった」



稲田紘一さん

◆アウトプットしてすぐにインプット教材が隣のページに付いているという教材レイアウトなので、自分が誤った箇所の知識はもちろん、正解していたけれど記憶が曖昧だった周辺知識もすぐに確認することができ、繰り返すことにより、非常に効率良く、知識を強固なものにすることができました。



M.Mさん

◆必要最低限の知識に絞っている所以他の講座に比べテキストはタイトです。インプット・アウトプットを同時にできるのもよかったです。◆また、基礎の部分で載っていない知識、答練や模試で出た新たな知識を空いたスペースに書き込んだり、コピーし貼ったりすることで、自分だけのテキストが出来上がります。

30分ケータイ司法書士

7